

農業労働力確保緊急支援事業の対象期間が延長されます

# 新型コロナウイルス感染症の影響で 人手不足となった農業経営体を支援します

(下線部分は、令和3年1月1日から変更になる部分です)

新型コロナウイルス感染症の影響で人手不足となった農業経営体が

代替りの人材を雇用

農作業を委託

人材派遣を活用

した際の掛り増し経費を支援します！

## ✓ 支援対象

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響で、予定していた人材が来られず農作業に当たって人手不足になった経営体対象になります。

対象となる例

### ケース1

入国制限等により、来日予定だった技能実習生や特定技能外国人が来られなくなった

### ケース2

小学校等の休校の影響で、子の保護者である従業員が出勤できなくなった

### ケース3

観光農園で、例年収穫をしていた観光客等が外出自粛等により来られなくなった

## ✓ 支援内容

- ◆ 代替りの人材を雇用等した際の掛り増し経費を支援します

交通費  
3万円/月以内

宿泊費(居住費)  
6,000円/泊以内  
10万円/月以内

保険料  
実費

労賃  
500円/時間以内  
(10時間/日)

- ◆ 対象期間: 令和2年4月1日から令和3年3月31日

※ 助成金の請求は毎月の労賃等の支払いごとに必要になります。

## ✓ 申請方法

まずは、全国農業会議所の  
本事業専用Webシステムから登録して下さい。

登録はこちらから

URL: <https://for-farmer.jp/>



お問合せ先: 全国農業会議所

サポートセンターフリーコール 0120-150-055 (受付時間: 平日9時~17時)  
メールアドレス [info@for-farmer.jp](mailto:info@for-farmer.jp)

# 農業労働力確保緊急支援事業 Q & A

(下線部分は、令和3年1月1日から変更になる部分です)

Q1

新たに雇用する人材(代替人材)に何か要件はありますか？

A1

新型コロナウイルス感染症の影響で技能実習生等を受け入れることができずに人材不足になった農業経営体と雇用契約を締結し、農作業に従事してもらうことが基本的な要件となります。

Q2

どのような経費が補助対象になりますか？

A2

代替して雇用した者に要する交通費、宿泊費、保険料、賃金等が補助対象となります。ただし、費用全てではなく、受入れ予定だった技能実習生・働いてもらう予定だった方などに要するはずだった経費を超えた分(掛かり増し経費)が対象となります。

Q3

どのような資料を準備すればよいですか？

A3

- ① 受入れ予定又は働いてもらう予定だった方の氏名、勤務内容(労働時間、給与、交通費等の諸経費)等と、代わりに雇用する予定の方の勤務内容を比較した調書と、
  - ② 上記を証明する書類
- を用意していただく必要があります。詳細は、全国農業会議所の申請サイトをご覧ください。

Q4

どのような手続きが必要ですか？

A4

支援を受けるには、最初に補助対象となる労働が行われた日の1か月後までに案件登録が必要です。

また、令和2年12月までに支援を受けていた場合や受ける場合も、1月以降も引き続き支援を受けようとする場合は、改めて案件登録が必要です。1月中に登録して下さい。

Q5

助成金の支払を受けるには、どうすればよいですか？

A5

助成金は、月毎に支援対象となる賃金等の支払日の翌月末までに、請求して下さい。  
令和2年12月までの支払金に対する助成金については、補助対象事業の完了後2か月以内、又は、令和3年2月末日のいずれか早い日までに請求して下さい。

✓ 事業の詳細は農林水産省ホームページへ

農林水産省ホームページ

事業のQ&Aや実施要綱などの  
確認はこちらから！

([https://www.maff.go.jp/j/new\\_farmer/roudouryokukinkyukakuho/roudouryokukinkyukakuho.html](https://www.maff.go.jp/j/new_farmer/roudouryokukinkyukakuho/roudouryokukinkyukakuho.html))

農水省 緊急 労働力確保

検索

又は



インターネット検索エンジンからキーワードを入力して検索

↑こちらのQRコードからも読み取れます↑

(作成)農林水産省経営局就農・女性課